



令和6年度版

65歳からのサポートブック

～ 寒川町高齢者ガイド ～

ゼッコー鳥 ピピ



モクセイの精霊 げん木



寒川町

健康福祉部 高齢介護課

目 次

❀ 高齢者向けのサービスや事業	1-12
介護予防に関する教室や事業	1-3
高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	4-5
高齢者やその家族の方へのサービスや事業	6-10
介護予防・日常生活支援総合事業	11-12
❀ 介護保険サービス	13-16
介護保険とは	13-14
介護保険サービスの紹介	15-16
❀ 認知症が心配になったら	17-22
認知症とは	17-18
認知症支援事業	19-22
❀ 認知症の診療を行う医療機関や相談窓口	23-24
認知症の診療を行う医療機関や相談窓口	23-24
❀ 認知症ケアパス	25-26
認知症ケアパス一覧表	25-26
❀ 各種相談先	27-41
寒川町地域包括支援センター	27-29
寒川町社会福祉協議会	30-35
寒川町シルバー人材センター	36-37
寒川町シニアクラブ連合会	38-39
寒川町ふれあいセンター	40
問合せ先一覧表	41
❀ 付録（町内案内図）	

高齢者向けのサービスや事業

介護予防に関する教室や事業

本町では、要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、心身ともに健康で生き生きとした生活が送れるよう、介護予防に関する教室や事業を実施しています。

各教室や事業の申込方法等、詳細は広報さむかわや町ホームページをご覧ください。

元気はっけん広場（集合版）

運動・口腔機能向上、認知症予防、栄養・食生活改善等を目的とした介護予防教室です。当日先着制なので、事前の申し込みをせずに参加出来ます。

初回及び最終回に体力測定を行い、自分の体の変化を知ることが出来ます。

対象者・・・町内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方

日 時・・・第1期：4月～6月の毎週月曜日（一部火曜日）全12回

第2期：7月～9月の毎週月曜日（一部火曜日）全12回

第3期：10月～12月の毎週月曜日（一部火曜日）全12回

第4期：令和7年1月～3月の毎週月曜日（一部火・水曜日）全12回

（※週によって曜日、会場が異なることがあります。高齢介護課で配布している日程表、広報さむかわのカレンダーをご確認ください。）

9時45分～11時45分

場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、健康管理センター

定 員・・・先着100名程度（1回につき）

参加費・・・無料

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当

電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

元気はっけん広場（在宅版）

運動・口腔機能向上、認知症予防、栄養・食生活改善等を目的とした電話やZOOMによる介護予防教室です。自宅にしながらプロのインストラクターの指導が受けられます。初回と2回目はスマートフォン教室を行います。

対象者・・・町内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方

日 時・・・10月3・10・17・24日、11月7・14・21・28日（全て木曜日）

10時～11時のうち1時間（ZOOM）

10月3・10日はスマートフォン使い方教室を行い、スマホの使い方や楽しい活用方法等が学べます。

定 員・・・10名程度 参加費・・・無料

問合せ・・・高齢介護課介護保険担当

電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613



高齢者健康トレーニング教室

運動機能向上、認知症予防等を目的とした介護予防教室です。

トレーニング機器を使用した筋力トレーニングや体操、ストレッチ等を行います。
初回及び最終回に体力測定を行い、自分の体の変化を知ることが出来ます。

対象者・・・町内在住の 65 歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方

日 時・・・第 1 期：6 月～7 月の毎週水曜日

第 2 期：9 月～10 月の毎週水曜日

第 3 期：11 月～12 月の毎週水曜日

場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）

定 員・・・1 期につき 20 名程度

参加費・・・1 期につき 800 円（トレーニングルーム利用料等）

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当

電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

介護予防講師派遣事業

運動機能向上、認知症予防等を目的とした介護予防事業です。プロのインストラクターを派遣し、体や脳の体操を行うことで団体の介護予防活動を支援します。

対象者・・・町内在住で主に 65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方で
構成される団体（同事業以外の活動実績がある団体に限ります。）

日 時・・・4 月～令和 7 年 3 月末までで団体の希望する日

（12 月 29 日～令和 7 年 1 月 3 日を除く）

令和 6 年度は 1 回 1 時間までとなります。

場 所・・・町内で体操等の運動が実施出来る会場

※公民館や地域集会所等 1 人あたり約 4 m²程度のスペースを確保
できる会場を予約して下さい。

定 員・・・10 名以上 30 名まで（但し 30 名以下の場合でも使用する会場の制限
人数を上限とします。）

参加費・・・原則無料（但し 1 団体につき月 2 回まで、年間計 12 回までとします。）

申込・問合せ・・・開催希望日の 30 日前までに、所定の申請書をご提出の上
お申し込み下さい。申請書は高齢介護課の窓口で配布及び
町ホームページに掲載しています。

また、初回申請時に団体の概要（活動内容・実績）を 1 部提出して
ください。

高齢介護課 介護保険担当

電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

高齢者向けのサービスや事業

寒川町シニアげんきポイント事業

高齢者の介護保険施設でのお手伝いを支援することで介護予防に繋げる事業です。活動実績に応じてポイントを付与し、貯めたポイントで寒川町共通商品券と交換することができます。

対象者・・・町内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方

日 時・・・施設の指定する日時で、1～2時間程度

場 所・・・きくの郷（小動）、寒川ホーム（小谷）、湘風園（大蔵）、神恵苑（宮山）、ミモザ寒川（倉見）、ヨウコーフォレスト湘南（倉見）、かえて園（一之宮）、きんもくせい（一之宮）、ファミリー湘南（大曲）、つどい処さむかわ（一之宮）

内 容・・・話し相手、ドライヤーかけ、洗濯物たたみ、植栽の世話、掃除など。体の介助に関するお手伝いはありません。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 ボランティアセンター

電話：0467-72-3721

寒川町健康管理センター内（宮山 401）にて、随時説明を行っています。参加希望の方はご連絡ください。

地域の通いの場について

皆さんは、スポーツ、趣味、ボランティア等のグループ等への社会参加の割合が高い地域ほど、転倒や認知症、うつリスクが低いという調査結果があることをご存知でしょうか。

このことから、寒川町でも、地域の住民の方が、高齢者の介護予防に資する通いの場を開設・運営することを推奨しています。

お住まいの地域において、「こんな場所を作りたい」、「こんな活動をやってみたい」という思いをお持ちの方、その思いをサポートするために、寒川町では寒川町社会福祉協議会への委託事業として、「生活支援コーディネーター」を配置しています。

「生活支援コーディネーター」は、地域の皆さんが、地域の通いの場を開設・運営することをサポートしていきます。是非、ご相談下さい。

問合せ：寒川町社会福祉協議会
0467-74-7621

※ご相談の際は、「生活支援コーディネーター」までお電話下さい。

私がコーディネーターです！



寒川町社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
浅野 瑠水



❀ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

後期高齢者の健康づくりと介護予防を推進するために、これまで別々に展開してきた保健事業と介護予防事業を一体的に実施しています。これは高齢者の自主的な健康づくりを支援し、自ら健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう施策を推進します。また、高齢期の生活の質向上を目指し、要介護状態となる可能性のある対象者を早期に発見し適切な関係部署に取り次ぐ施策を推進しています。

こんなことをしています。

- ❀ 75歳以上を対象に検診結果から体重がやせ傾向にある方等に保健師や管理栄養士が電話や訪問し健康相談を行います。
- ❀ 通いの場（運動サークルやシニアクラブ等）に伺って、健康管理や栄養等について健康教室を行います。
- ❀ フレイル（虚弱状態。健康な状態と介護が必要な状態の間）予防を推進し、普及啓発を行います。



【事業紹介】介護予防もできるポールウォーキング体験会



令和5年5月26日と10月17日に開催しました。神奈川健康生きがいきづくりアドバイザーが講師となり、専用ポールを使った歩き方から教えてくれました。

また、体験会後に自主グループ「寒川ポールウォーキングクラブ」が立ち上がり、毎月ポールウォーキングを楽しんでいます。気になる方は、お気軽にお問い合わせください。

簡単！フレイルチェック！

あてはまる項目があるか確認しましょう。

①にひとつでも✓がついたら

①	☐ 以前と比べて体力が落ちたと感じる	身体的フレイルかも 筋肉、骨、関節、内臓などの運動機能や身体機能の虚弱、衰えがあります。 運動や食事に注意！
	☐ 同性の同年代と比べて歩くのは遅い方だ	
	☐ ひざや腰など身体に痛みを感じる部分がある	
	☐ 最近あまり食欲がない	
	☐ ペットボトルのキャップが開けにくくなった	

②にひとつでも✓がついたら

②	☐ 「たくあん」「するめいか」くらいの硬さの食べ物が噛みきりにくくなった	オーラルフレイルかも 歯、舌、口周りの筋肉、喉など、口に関係する機能に衰えがあります。 お口の体操やマッサージをしましょう！
	☐ 水や汁物でむせることが多くなった	
	☐ 家族や友人から聞き返されることが増えた	
	☐ 自分の口臭が気になる	
	☐ 口の中が以前より乾燥している気がする	

③にひとつでも✓がついたら

③	☐ 以前と比べて物忘れが多くなった	心や認知的フレイルかも 無気力になったり、認知機能が低下する精神的な衰えがあります。 頭と体を使う体操を！
	☐ 今日が何月何日何曜日かわからなくなることがある	
	☐ 5分前に聞いた話の内容を忘れてしまうことがある	
	☐ 不安や考え事を自分の中に溜めこみがちだ	
	☐ 自分なりのストレス解消法がない	

④	☐ あまり外出せず家に閉じこもりがちだ	社会的フレイルかも 1人でいることが多くなり社会から切り離されてしまうおそれがあります。 つながりを意識しましょう
	☐ 家族や友人などと食事をする機会が少ない	
	☐ 以前はできていたことが面倒だと感じる	
	☐ 地域の行事やサークルに参加していない	
	☐ 定年で退職したことで人と話す機会がかなり減った	

(公財) 健康・体力づくり事業財団発行「サルコペニア・フレイルを予防して健康寿命をのばそう」より作成



🌸 高齢者やその家族の方へのサービス

町内在住の高齢者が日々の生活で不便を感じることがないように、また、高齢者を介護している家族の負担軽減のために、様々なサービスを提供しています。

🌸 高齢者運転免許証自主返納者等支援事業

運転免許証を自主返納または、失効した高齢者に対し、タクシー費用の一部を助成することにより、外出機会の拡大をもって社会参加への支援を図ります。

対象者・・・町内在住の高齢者（65 歳以上）で運転免許証を自主返納または失効した方

内 容・・・500 円×12 枚までのタクシー助成券を交付します。※1 回限り



電子申請はこちら

🌸 ご利用になるには

○申請書、下記のいずれかの書類のコピーを担当へ提出 ※①②は自主返納した方のみ

①申請による運転免許の取消通知書

②自主返納した運転免許証（裏面に自主返納した旨が記載されているものに限る）（※両面のコピー）

③運転免許経歴証明書（交番に取得のための申請書があります。） ※運転経歴証明書ではありません。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

🌸 ごみの訪問収集（ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬）

指定収集場所へのごみ出しが常時困難な世帯を戸別に訪問して、町が指定する日にごみ等を収集し、希望する方の安否確認と衛生的な生活環境の改善を図ります。

対象者・・・ねたきり、独居、重度障がいなどの理由から指定収集場所へのごみ出しが常時困難な高齢者世帯。

内 容・・・可燃ゴミの収集（週2回以内）

可燃粗大、不燃、古紙・衣類布類、資源物の収集（月1回）

プラスチック製容器包装の収集（月2回以内）

利用料・・・なし

🌸 ご利用になるには

○申請書、ゴミ集積所の地図、アセスメントシート（介護認定を受けている方のみ）を担当へ提出
サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

高齢者向けのサービスや事業

配食サービス

食事の支度が困難な高齢者に対し、ご自宅まで給食をお届けして栄養のバランスがとれた給食を提供するとともに、安否確認を行います。

対象者・・・食事の支度が困難な町内在住の高齢者（65 歳以上）で、安否確認を必要とする、ひとり暮らしや、高齢者のみの世帯の方。

内 容・・・昼食を週4回の上限でお届けします。

利用料・・・1 回上限700円（メニューによる）



ご利用になるには

○申請書、アセスメントシート（介護認定を受けている方のみ）を担当へ提出

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

紙おむつ代の助成

在宅でねたきりの状態にある方等を介護している家族の方に対し、紙おむつ代を助成します。

対象者・・・町内在住のねたきり、または認知症等の常に紙おむつが必要と認められる高齢者（65 歳以上）を介護している家族（入所・入院中の場合は対象外）で生計中心者の町民税額が50,000 円以下の方

内 容・・・購入費用の1／2を助成（月額1人あたり5,000 円を限度）

ご利用になるには

社会福祉協議会（宮山401 健康管理センター内）へ必要書類を添えてお申し込みください。

○必要書類 申請書、領収書、振込口座の分かるもの

○申請ができる時期

申請月	7月	10月	1月	3月
購入月	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分

※領収書は、1 年度分（4 月 1 日～3 月 3 1 日）は有効ですが、年度をまたぐと受付できませんので、ご注意下さい。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111



✿ 生活管理指導短期宿泊

生活機能の低下が見られる高齢者で、在宅での生活が一時的に困難な方を養護老人ホームで短期間（30日以内）宿泊していただき、生活習慣に関する支援等を行います。

対象者・・・町内在住で身体的には自立しているが一時的に養護する必要がある高齢者（65歳以上）

内 容・・・養護老人ホームへの宿泊及び生活習慣に関する支援等（30日以内）

利用料・・・1日につき500円（※生活保護世帯は無料）

食事代は別途1日につき820円（税込）



✿ ご利用になるには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

✿ 緊急通報システム

慢性疾患等で常に注意を要する高齢者へ、緊急事態発生時に、迅速な救援体制をとるための通報機械を貸し出します。

対象者・・・独居や高齢者のみの世帯で、慢性疾患等で常に注意を要する町内在住の高齢者（65歳以上）

内 容・・・緊急通報用機械の貸し出し（緊急事態発生時の連絡、定期的な安否確認等）

※NTTアナログ回線使用が前提。また、緊急事態発生時にかけつけられる協力員が3名必要。

利用料・・・設置費用 5,000 円（税別）通話料は自己負担

✿ ご利用になるには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

高齢者向けのサービスや事業

救急医療情報キット配布

緊急時に救急隊員が迅速な救命活動を行えるよう、必要な情報を記入したシートや保険証の写し等を冷蔵庫に保管できる容器を配布します。

対象者・・・ひとり暮らしまたは日中ひとりになってしまう高齢者、障がいのある方等

内 容・・・救急医療情報等を保管できる容器の配布

利用料・・・なし

配布を希望する方は

地域の民生委員児童委員、福祉課までお申し出ください。

※配布は、地域の民生委員児童委員が行います。

問合せ・・・福祉課 総務担当 0467-74-1111



家族介護教室

在宅での介護生活をよりよいものにしていくためのポイントが学べる教室です。介護のコツや介護者の健康づくり等に関する知識や技能を習得することで、家族等の身体・精神的負担の軽減を図ります。

対象者・・・町内在住で介護について興味・関心のある方

日 時・・・令和6年度の開催時期は未定です。

詳細は決まり次第広報さむかわや町ホームページ等でお知らせします。

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当

電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業

高齢者が行方不明になったときなどに備えて、事前登録を行い、少しでも早くご家族の元に帰れるよう、高齢者の生命と安全を守るための事業です。

対象者・・・町内在住の高齢者（65歳以上）

内 容・・・SOSネットワークへの事前登録と関係機関への情報共有

利用料・・・なし

ご利用になるには

申請書に必要事項を記入の上、本人顔写真を添付して、高齢介護課 高齢福祉担当へ提出してください。（申請書は高齢介護課にあります。）

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111



認知症等高齢者について

認知症になると、記憶力・判断力が低下したことから、自分がどこにいるのか、家がどこなのかがわからず、道に迷ってしまうことがあります。

思いもよらない遠い場所まで移動してしまうこともあり、介護をしている家族としては、大変に不安な思いをすることもあります。

交通事故や、転倒による怪我、脱水などによる衰弱など、ひとり歩きが長期に及ぶと生命にかかわる危険も考えられ、普段からSOSネットワーク（p.9）に登録するなどの対策を行うことが大切になってきます。

また、本人にとっては、なんらかの理由があってひとり歩きをしている場合があり、それぞれの理由を考えて対応する必要があります。

ひとり歩きしている高齢者を見つけたら

- ・季節に合わない服を着ている
- ・寝間着姿、パジャマ
- ・左右でちぐはぐな靴を履いている
- ・持ち物に名札がついている

など、ひとり歩きしている高齢者がいたら、「どちらまでお出かけですか」と優しく声をかけてみてください。認知症によるひとり歩きとわかったら、家族や警察へ連絡してください。



茅ヶ崎警察署 0467-82-0110

高齢者向けのサービスや事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援１・２及び事業対象者の方向けの「介護予防・生活支援サービス事業」と、主として要介護認定をお持ちでない方向けの「一般介護予防事業」に分かれています。

介護予防・生活支援サービスの内容は市町村ごとに設定することとされており、寒川町では、「介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）」と「介護予防通所型サービス（デイサービス）」が提供されます。

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス
 - ・介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）
 - ・介護予防通所型サービス（デイサービス）
- 一般介護予防事業
 - ・元気はっけん広場（集合版・在宅版）
 - ・高齢者健康トレーニング教室
 - ・介護予防講師派遣事業

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用できる人

●介護予防・生活支援サービス

① 要介護認定で要支援１・２の認定を受けている人

② 基本チェックリストで事業の対象者となった人

→総合事業では、要介護認定を受けなくても基本チェックリスト（生活機能の低下を測る質問票）で、事業の対象者となった場合、サービスを受けることができます。
チェックリストの確認は、寒川町地域包括支援センターで行っています。

●一般介護予防事業

主として要介護認定を持っていない65歳以上の人

→事業ごとに参加者の要件が異なることがあります。
それぞれの事業をご確認ください(p. 1-4)。



❀ 介護予防・生活支援サービスの利用までの流れ

介護予防・生活支援サービスを利用するには、要介護認定申請を行い、要支援 1・2 と認定されるか、基本チェックリストの確認を行い、「事業対象者」となる必要があります。

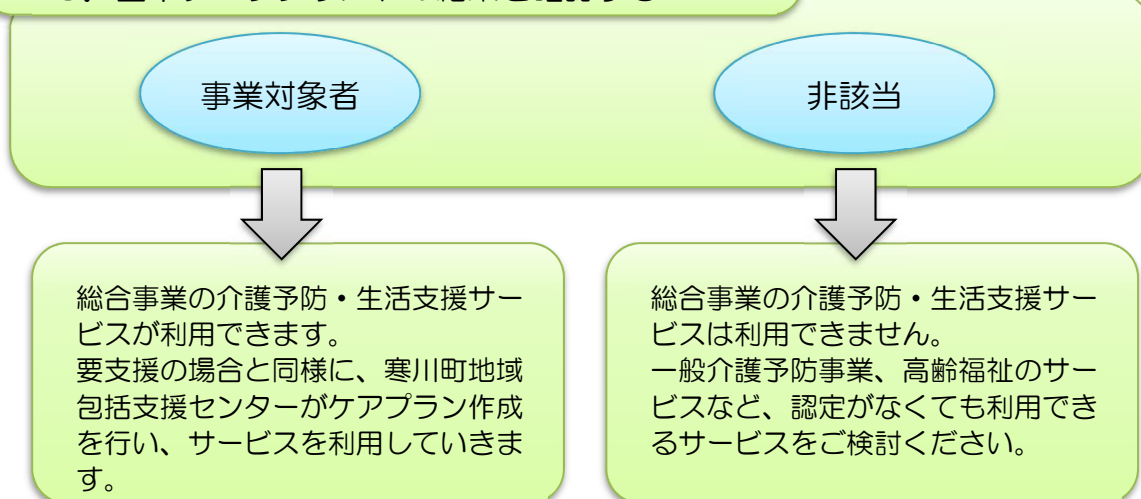
1. 寒川町地域包括支援センターに相談をする

まずは、サービスの利用について、地域包括支援センターにご相談ください。その段階で、認定申請を行うことになった場合には、「介護保険サービス利用までの流れ」(p.14) をご参照ください。

2. 基本チェックリストでの確認を受ける

介護予防・生活支援サービスは、要介護認定を受けなくても、基本チェックリスト（基本 25 問からなる、生活機能低下を測る質問票）で、「事業対象者」として認定されれば、サービスを利用することが出来ます。

3. 基本チェックリストの結果を確認する



❀ ご利用になるには

まずは、お電話等で町役場高齢介護課、もしくは寒川町地域包括支援センターへご相談ください。

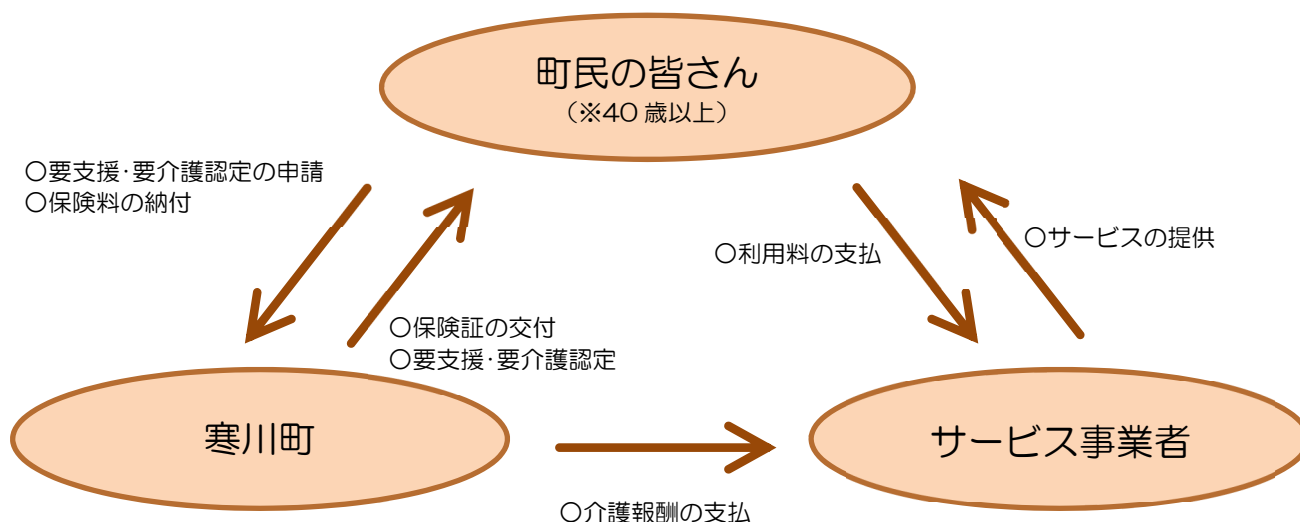
問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 0467-74-1111

寒川町地域包括支援センター 0467-72-1294

介護保険サービス

介護保険とは

町内にお住まいの 40 歳以上の方は、加入者（被保険者）となって町に介護保険料を納めていただいています。介護や支援が必要となったとき、要介護認定を受けた上でサービス事業者が提供する介護保険サービスが利用できます。



介護保険サービスを利用できる人

① 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）

→65 歳以上の方は、原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

② 40 歳以上 65 歳未満の人（第 2 号被保険者）

→40 歳以上 65 歳未満の方は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

介護保険の保険証について

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に 1 人に 1 枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。（※65 歳に到達する月に交付。40 歳以上 65 歳未満の方は、認定を受けた場合に交付）介護保険の認定申請を行う際などに必要となりますので、大切に保管をしてください。



❀ 介護保険サービス利用までの流れ

介護保険サービスを利用するには、認定申請を行い「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

1. 要介護（要支援）認定の申請をする

【申請が出来る人】

本人または家族、成年後見人、地域包括支援センター、
省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設 等

2. 認定調査を受ける

3. 審査会の結果を受け取る

要 介 護
1～5

要 支 援
1～2

非 該 当

介護保険の介護サービス（介護給付）が利用できます。
居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）と契約してケアプランを作成し、サービスを利用していきます。

介護保険の介護予防サービス（予防給付）と総合事業の介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
寒川町地域包括支援センターがケアプラン作成を行い、サービスを利用していきます。

要介護認定が必要なサービスは利用できません。
総合事業の介護予防・生活支援サービス事業や、一般介護予防事業など、要介護認定がなくても利用できるサービスをご検討下さい。

※要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

❀ ご利用になるには

まずは、お電話等で町役場高齢介護課、もしくは寒川町地域包括支援センターへご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 0467-74-1111

寒川町地域包括支援センター 0467-72-1294

介護保険サービス

介護保険サービスの紹介

要介護・要支援と認定された人は、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）^{※1}や地域包括支援センターの作成するケアプランに基づき、要介護区分に応じた上限額（支給限度額）まで、介護保険サービスを1割、2割又は3割の自己負担で利用できます。（上限を超えてサービスを利用する場合、超過分は全額自己負担となります。）

種類	サービス名	サービス内容
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。 ※要支援の方は、総合事業の介護予防訪問型サービスのご利用となります。
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。
	訪問看護	主治医の指示に基づいて、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護 (デイサービス)	デイサービス事業所等に通い、食事、入浴などの日常生活支援や、機能訓練などの支援を日帰りで行います。 ※要支援の方は、総合事業の介護予防通所型サービスのご利用となります。
	通所リハビリテーション (デイケア)	主治医が必要と認めた場合に、介護老人保健施設や医療機関などで、リハビリや食事、入浴、健康チェックなどを日帰りで行います。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間だけ入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間だけ入所し、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している人へ食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を提供します。

※1 ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を広く持った専門家で、基本的には介護サービスの利用にあたり、契約が必要となります。次のような役割を担っています。

- ・利用者や家族の相談に応じアドバイスを行う
- ・サービス事業者との連絡調整
- ・利用者の希望に沿ったケアプランの作成
- ・施設入所を希望する人に適切な施設の紹介



種類	サービス名	サービス内容
在宅サービス (生活環境を整えるもの)	福祉用具貸与	車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける福祉用具をレンタルできます。※用具の種類や事業者により金額は変わります。
	特定福祉用具販売	特定福祉用具（ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など）を県の指定をうけた事業者から購入したとき、費用の一部を支給します。
	住宅改修	在宅における住環境の改善を目的とした、段差を解消したり、廊下や階段に手すりをつけたりするなどの小規模な改修に対して、費用の一部を支給します。
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。※新規入所は、原則、要介護3以上からとなります。
	介護老人保健施設 (老健)	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
	介護医療院	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が認知症専門のデイサービス事業所やグループホームに通い、食事、入浴、排せつなどの日常生活支援や、機能訓練などを日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が専門のスタッフの援助を受けながら、共同生活をする施設です。
	小規模多機能型居宅介護	デイサービスに類する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できます。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

※施設サービスを利用した場合は、1割、2割又は3割のサービス費用負担の他に、居住費、食費、日常生活費がかかります。

※地域密着型サービスは、市町村によって内容が異なり、原則、他市町村のサービスは利用できません。

認知症が心配になったら

認知症とは

認知症とは、なんらかの病気や障がいなど様々な原因によって脳の機能が低下し、日常生活に支障をきたす症状が、概ね6か月以上継続している状態のことです。

例えば「朝ごはんは何を食べたか思い出せない」といった行為の一部を忘れるのは普通のもの忘れですが、認知症の場合は、「朝ごはんを食べたことを忘れる」など行為自体を忘れてしまうのが特徴です。

認知症は早期に発見・対応することで、症状を和らげたり、進行を緩やかにできる場合があります。気になる症状がみられたら、早めに医療機関や地域包括支援センターなどの窓口へ相談してください。

認知症早期発見のめやす	
もの忘れがひどい	☐ 1. 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる ☐ 2. 同じことを何度も言う・問う・する ☐ 3. しまい忘れ、置き忘れが増え、いつも探し物をしている ☐ 4. 財布・通帳・衣服などを盗まれたと人を疑う
判断・理解力が衰える	☐ 5. 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった ☐ 6. 新しいことが覚えられない ☐ 7. 話のつじつまがあわない ☐ 8. テレビ番組の内容が理解できなくなった
時間・場所がわからない	☐ 9. 約束の日時や場所を間違えるようになった ☐ 10. 慣れた道でも迷うことがある
人柄が変わる	☐ 11. 些細なことで怒りっぽくなった ☐ 12. 周りへの気づかいがなくなり頑固になった ☐ 13. 自分の失敗を他人のせいにする ☐ 14. 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた
不安感が強い	☐ 15. ひとりになると怖がったり寂しがったりする ☐ 16. 外出時持ち物を何度も確かめる ☐ 17. 「頭が変になった」と本人が訴える
意欲がわかなくなる	☐ 18. 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった ☐ 19. 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった ☐ 20. ふさぎ込んで何をするのもおっくうがり、いやがる

※「認知症の人と家族の会」による認知症の早期発見のめやす より



❀ 家族が認知症と診断されたら

家族が認知症と診断されたら、治療方法はもちろんですが、どのように生活していけばよいかについて、医療機関や介護スタッフとよく相談することが大切です。

本人の対応や介護に疲れ切ってしまう前に、介護保険サービスや町等が行っているサービスを利用し、出来るだけ介護者の負担少ない生活環境を整えていきましょう。

家族の心構えや準備

- ・介護や医療について勉強しておく。
- ・本人の役割を全て奪わず、出来ることはしてもらう。
- ・全てを抱え込まずに、介護保険などのサービスを活用する。
- ・今後の金銭管理や財産管理について、家族で話し合っておく。

❀ 認知症の人への対応

認知症の人の対応をするときは、“認知症への正しい理解に基づく対応”が必要になります。認知症と聞くと「徘徊するようになるのだろうか」、「家族のことも分からなくなるのだろうか」、「施設に入らないといけないのではないか」など様々な不安が頭に浮かぶかもしれません。まずは正しい知識と対応方法を知ることが、これらの不安を解消することに繋がります。

町では「認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座～認知症の人との上手な関わり方～」という認知症を正しく理解するための講座を実施しています。詳細は広報さむかわまたはホームページをご覧ください。

認知症の症状や進行は人によって様々であり、一概には言えませんが、認知症の人を“孤独” “不安” “つらい気持ち” にさせることは、悪影響をもたらします。

認知症の人は様々なことを忘れてしまうかもしれませんが、その心は生きています。認知症の人が作っている世界を理解し、その世界に合わせて対応することが大切です。

認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

1. 驚かせない

2. 急がせない

3. 自尊心を傷つけない

 認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座

2030年には高齢者の約4人に1人が認知症になると言われています。
認知症の人はどんな気持ちでいるのか、どうすれば上手に関わることができるのか、
この講座で自分にできることを学んでみませんか。
詳細は広報さむかわやホームページをご覧ください。

個人向け

内 容・・・①「認知症サポーター養成講座」
認知症を正しく理解し、接し方の基本を学びます。
②「認知症サポーターステップアップ講座」
認知症の知識を深め、実践的な接し方を学びます。

日 時・・・年3回

場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）

対象者・・・①町内在住・在学・在勤の方30名程度
②①かつ認知症サポーター養成講座を受講した人

申込・問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当
電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

団体・グループ向け

認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座は、町内で活動する団体や
グループ、町内の企業・事業所等の従業員の方にも開催します。
実施希望日の40日前までにお申し込みください。

日 時・・・平日9時～17時

対象者・・・町内在住・在学・在勤の方概ね10名以上

場 所・・・団体・グループの指定する場所

申込・問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当
電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613
寒川町地域包括支援センター
電話：0467-72-1294 FAX：0467-72-5552

※講座修了者には認知症サポーターの証として「認知症サポーターカード」を
お渡しします。以前までお渡ししていた「オレンジリング」も引き続きサポ
ーターの証です。



❀ チームオレンジ（認知症の人が安心して生活し続けられる地域づくり）

町では多くの認知症サポーターの養成を目指すとともに、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターと認知症の人やその家族をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の充実を目指しています。チームオレンジメンバーは、認知症を正しく理解し、できる範囲で認知症の人やその家族を支援する活動をしています。

多くの方のチームオレンジメンバーの登録をお待ちしています。

❀ コミュニティカフェ

町では地域の人々が気軽に訪れることができるコミュニティカフェ（認知症カフェ）を開催しています。認知症の人の参加も大歓迎です。お茶やお菓子を食べながらおしゃべりしたり、懐かしい音楽を楽しみながら交流を深めてみませんか。

詳細は広報さむかわやホームページをご覧ください。

❀ こすもすカフェ

日 時・・・原則毎月第4金曜日 14時～15時半

場 所・・・もくせいハイツ第2集会所（寒川町岡田7-1、22号棟と26号棟の間）

内 容・・・お茶やお菓子を食べながら、みんなでおしゃべりします。

参加費・・・1人につき100円

申込・問合せ・・・寒川町地域包括支援センター

電話：0467-72-1294 FAX：0467-72-5552

❀ オレンジカフェ

日 時・・・月1回

場 所・・・健康管理センター（寒川町宮山401）

内 容・・・懐かしい歌謡曲や童謡の生演奏が楽しめる音楽ワークショップ

参加費・・・1人につき500円

申込・問合せ・・・寒川町地域包括支援センター

電話：0467-72-1294 FAX：0467-72-5552



❀ しゃべるーむ

日 時・・・原則毎月第3金曜日

場 所・・・旧五島クリニック（寒川町倉見2197）

内 容・・・おしゃべりや小物作りなど

参加費・・・1人につき100円

申込・問合せ・・・五島瑞枝 電話：090-1427-7695

介護者のつどい

認知症の家族を介護する介護者が集まり、情報交換を行っています。
一人で悩まず、同じような体験をしている仲間達と一緒に話しませんか。
詳細は広報さむかわやホームページをご覧ください。

日 時・・・原則毎月第4火曜日 13時半～15時半
場 所・・・寒川町健康管理センター（寒川町宮山 401）
参加費・・・無料
申込・問合せ・・・介護者のつどい 矢野
電話：0467-75-6524

認知症初期集中支援事業（認知症初期集中支援チーム）

認知症は早期に発見・対応することが重要とされています。認知症の方やその家族等に関わり、医療や介護サービスの導入により生活環境を整えることで、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能となる場合があります。

町では認知症になっても安心して生活することが出来るよう、「認知症初期集中支援事業」を実施しています。認知症の方や認知症の症状でお困りの方等のご家庭に「認知症初期集中支援チーム」が訪問し、サービス導入までのサポートを行います。

対象者・・・認知症または認知症が疑われる方で、継続的に医療や介護サービスを受けていない方でお困りの方。
問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当
電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613
寒川町地域包括支援センター
電話：0467-72-1294 FAX：0467-72-5552

認知症を予防するために

脳の老化にともない誰でも認知症になる可能性があります。しかし、現在では、生活習慣を変えることで、発症を遅らせることが出来ることがわかってきています。

町では、高齢者向けの介護予防事業として、健康を維持・改善するための生活習慣（運動や食事等）が身に付けられる教室を実施しています。是非、ご参加ください。



❀ 認知症地域支援推進員

町では認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の方やその家族に対する支援を強化するため、「認知症地域支援推進員」という役職を寒川町地域包括支援センターに配置しています。「認知症について知りたい」「認知症の家族について相談したい」「認知症サポーター養成講座を開催したい」という場合は、ぜひご連絡ください。

こんにちは！認知症地域支援推進員の桜井です。
普段は地域包括支援センターの職員としても勤務しています。以前は10年間介護の仕事をしていました。その頃から、認知症は一言では語れない奥深いものだと感じています。
認知症について、困ったこと、不安なこと、わからないことがありましたら、まずご相談下さい。
一緒に対策を考えていきましょう！



認知症地域支援推進員
桜井 愛美

問合せ・・・寒川町地域包括支援センター

電話：0467-72-1294 FAX：0467-72-5552

❀ 認知症のチェックをしませんか？

パソコンやスマートフォン、携帯電話で簡単に認知症のチェックが出来ます。認知症が心配になったら、一人で悩まずお気軽にご相談下さい。



認知症簡易チェックサイト

<https://fishbowlindex.net/samukawa/WAzUd0NodVVfJ5TcoqEqow/menu.pl>

- ・これって認知症？（家族・介護者向け）…身近な人の状態をチェック出来ます。
- ・わたしも認知症？（本人向け）…ご自身の状態をチェック出来ます。



認知症簡易チェックサイト QR コード▶



認知症の診療を行う医療機関や相談窓口



認知症の診療を行う医療機関や相談窓口

認知症の診療を行う医療機関や相談窓口の一覧です。診療の予約や詳細については、各医療機関へお問合せください。 ※令和6年4月1日時点の情報のため、内容が変更となっている場合があります。



町内で認知症の診療を行う医療機関

1

医療機関名			住 所			電話番号	
寒川病院			寒川町宮山193			0467-75-6680	
受付時間							
月～金曜日 8:30～11:30、13:30～16:30 土曜日 8:30～11:30							
診療科	神経内科	認知機能検査	長谷川式 MMSE	専門外来		往 診	
鑑別診断	○	画像診断	CT MRI	入院対応		医療 SW	○

2

医療機関名			住 所			電話番号	
けやきの森病院			寒川町宮山 3505			0467-74-5331	
受付時間							
月～土曜日 8:30～12:00、月・火・土曜日 14:00～16:00							
診療科	精神科	認知機能検査	長谷川式	専門外来		往 診	
鑑別診断		画像診断		入院対応	○ ※要相談	医療 SW	○

3

医療機関名		住 所			電話番号		
さむかわ富田クリニック		寒川町一之宮 1-9-2			0467-72-5777		
受付時間							
月～金曜日 8:30～12:00、14:30～18:00 土曜日 8:30～12:00							
診療科	内科	認知機能検査	長谷川式	専門外来		往 診	
鑑別診断		画像診断	○ ※	入院対応		医療 SW	

※必要に応じて他医療機関と連携。



町外で認知症の診療を行う医療機関

1

医療機関名		住 所			電話番号		
湘南慶育病院		藤沢市遠藤 4360			0466-48-0050		
受付時間							
月～金曜日 8:30～11:30、13:00～16:00							
診療科	脳神経内科 もの忘れ外来	認知機能検査	長谷川式 MMSE 他	専門外来	○ ※要予約	往 診	
鑑別診断	○	画像診断	MRI CT	入院対応	○ ※要相談	医療 SW	○



2	医療機関名		住 所		電話番号		
	湘南さくら病院		茅ヶ崎市下寺尾 1833		0467-54-2255		
	受付時間						
	月～金曜日 9:00～12:00						
	診療科	精神科	認知機能検査	長谷川式 MMSE	専門外来	○	往 診
鑑別診断		画像診断	MRI	入院対応	○	医療 SW	○

✿ 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは、認知症に関する詳しい診断や相談に応じる認知症専門の医療機関です。認知症疾患医療センターと認定されるのは、検査機器や入院設備など一定の条件を満たした医療機関だけです。かかりつけ医や介護施設、行政等と連携して認知症の治療や総合的なケアを行います。

1	医療機関名		住 所		電話番号		
	湘南東部総合病院		茅ヶ崎市西久保 500		0467-83-9091 (医療社会サービス部)		
	受付時間						
	月～土曜日 9:00～17:00						
	診療科	精神科 脳神経内科	認知機能検査	長谷川式 MMSE 他	専門外来	○	往 診
鑑別診断	○	画像診断	MRI SPECT	入院対応	○	医療 SW	○

2	医療機関名		住 所		電話番号		
	東海大学医学部付属病院		伊勢原市下糟屋 143		0463-93-1121		
	受付時間						
	月～金曜日、土曜日（第1・第3） 8:00～11:00						
	診療科	脳神経内科 ※	認知機能検査	長谷川式 MMSE 他	専門外来	○*	往 診
鑑別診断	○	画像診断	MRI SPECT	入院対応	連携先 病院の紹介	医療 SW	○

※必要に応じて精神科と連携。

【掲載内容】

- ・ 診 療 科…認知症の診療を行う科の名称
- ・ 専門外来…認知症の専門外来の有無
- ・ 鑑別診断…認知症の原因疾患等診断の有無
- ・ 入院対応…認知症の治療を目的とする入院の可否
- ・ 認知機能検査…検査の有無と名称
- ・ 往 診…往診の有無
- ・ 画 像 診 断…画像診断の有無と名称
- ・ 医 療 S W…医療ソーシャルワーカーの在籍有無

✿ 認知症全般に関する相談窓口

認知症全般に関することや介護の悩みなど、介護経験者を中心としたスタッフがご相談に応じます。

機関名	電話番号	受付時間
かながわ認知症 コールセンター	045-755-7031	月・水曜日 10:00～20:00 土曜日 10:00～16:00（年末年始を除く）

認知症ケアパス一覧表

この表は、地域の高齢者ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、また、その家族が安心できるように、認知症と疑われる症状が発生した場合に、その状態に応じたサービスが一目でわかるようにしたものです。

認知症の生活機能障がい サービスの種類	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立
	物忘れはあるが、金銭管理や買い物・書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している
介護予防・悪化予防 (元気でいるために)	一般介護予防事業 (p. 1-5)	★デイサービス等 (通所系) (p. 15-16) 一般介護予防事業 (p. 1-5)
他者とのつながり支援 (人と会える場所)	コミュニティカフェ (p. 20) シニアクラブ連合会 (p. 38-39)	コミュニティカフェ (p. 20) ★デイサービス等 (通所系) (p. 15-16) シニアクラブ連合会 (p. 38-39)
仕事・役割支援 (人の役に立ちたい)	☆ボランティアセンター (p. 30)、シルバー人材センター (p. 36-37)	
安否確認・見守り (安心して生活するために)	SOS ネットワーク (p. 9)	★ホームヘルプ等 (訪問系) (p. 15-16) SOS ネットワーク (p. 9) ☆日常生活自立支援事業 (p. 34)
生活支援 (日常生活で困ったときは)	☆ボランティアセンター (p. 30) ☆サポートさむかわ (p. 31) シルバー人材センター (p. 36-37)	★ホームヘルプ等 (訪問系) (p. 15-16) ごみの訪問収集 (p. 6) ☆サポートさむかわ (p. 31)
身体介護 (手助けが必要なとき)	—	★ホームヘルプ等 (訪問系) (p. 15-16) ☆車いす貸し出しサービス (p. 31) ☆福祉有償運送 (p. 32)
医療 (病気の相談、受診先)	認知症の診療を行う医療機関や相談窓口 (p. 23-24) 在宅ケア相談窓口 (p. 41)	
家族支援 (介護をする家族のために)	認知症サポーター養成講座 (p. 19)、コミュニティカフェ (p. 20)、 介護者のつどい (p. 21)、認知症初期集中支援事業 (p. 21)、 家族介護教室 (p. 9)、寒川町地域包括支援センター (p. 27-29)	
緊急時支援 (精神症状がみられる等)	認知症の診療を行う医療機関や相談窓口 (p. 23-24) 生活管理指導短期宿泊 (p. 8)	
居住系サービス 介護施設等 (住まいの不安解消)	—	★住宅改修 (p. 16)、 ★福祉用具貸与、販売 (p. 16) ★グループホーム (p. 16)
家族や周囲の人へのアドバイス 	・ご本人には人との繋がりや出かける場所があることが大切です。確認しておきましょう。 ・認知症サポーター養成講座の受講等、認知症の基礎知識を備えておきましょう。 ・今後の生活設計 (介護、金銭管理など) についてご本人と話し合ってみましょう。時々様子を見て、変化を感じたらかかりつけ医に相談しましょう。	



叱らないで。
笑って許して。

うまく言えないけど、
言いたいことは
たくさんある。

自分が壊れていく
不安に押しつぶさ
れそうです。

※認知症の人のことば



誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレなどがうまくできない	ほぼ寝たきりで意志の疎通が困難である
★デイサービス等（通所系）（p. 15-16）、★ホームヘルプ等（訪問系）（p. 15-16）		★ホームヘルプ等（訪問系）（p. 15-16）
★デイサービス等（通所系）（p. 15-16） コミュニティカフェ（p. 20） シニアクラブ連合会（p. 38-39）	★デイサービス等（通所系）（p. 15-16） コミュニティカフェ（p. 20）	—
—		
★ホームヘルプ等（訪問系）（p. 15-16）、SOS ネットワーク（p. 9） ☆日常生活自立支援事業（p. 34）、成年後見制度（p. 35）		★ホームヘルプ等（訪問系）（p. 15-16） 成年後見制度（p. 35）
配食サービス（p. 7） ☆ボランティアセンター（p. 30） シルバー人材センター（p. 36-37）	★ホームヘルプ等（訪問系）（p. 15-16）、配食サービス（p. 7） ごみの訪問収集（p. 6）、☆紙おむつ代助成（p. 7） ☆ボランティアセンター（p. 30）、☆サポートさむかわ（p. 31） シルバー人材センター（p. 36-37）	
★ホームヘルプ等（訪問系）（p. 15-16）、 ☆車いす貸し出しサービス（p. 31）、☆福祉有償運送（p. 32）		★ホームヘルプ等（訪問系）（p. 15-16）
認知症の診療を行う医療機関や相談窓口（p. 23-24） ★訪問看護（p. 15）、★居宅療養管理指導（p. 15）、在宅ケア相談窓口（p. 41）		
コミュニティカフェ（p. 20）、介護者のつどい（p. 21） 認知症初期集中支援事業（p. 21） 家族介護教室（p. 9） 寒川町地域包括支援センター（p. 27-29）	介護者のつどい（p. 21）、認知症初期集中支援事業（p. 21） 家族介護教室（p. 9）、寒川町地域包括支援センター（p. 27-29）	
認知症の診療を行う医療機関や相談窓口（p. 23-24） 生活管理指導短期宿泊（p. 8）		
★住宅改修（p. 16）、 ★福祉用具貸与、販売（p. 16） ★グループホーム（p. 16）	★住宅改修（p. 16） ★福祉用具貸与、販売（p. 16） ★施設サービス（p. 16） ★グループホーム（p. 16）	★住宅改修（p. 16） ★福祉用具貸与、販売（p. 16） ★施設サービス（p. 16）
・介護サービスや福祉サービスの手を借りましょう。 ・一人で抱えこまず、困った時やストレスを感じた時の相談先を複数持ちましょう。 ・医療の支援が必要です。本人だけで受診すると医師の説明がよくわからず、服薬の管理ができない場合があるため、誰かが付添いましょう。 ・さりげないフォローを心掛けましょう。 ・施設ケアや成年後見制度の利用を検討しましょう。	・一人で抱え込まず、困りごととはケアマネジャーや専門医に相談しましょう。 ・脳の障がいが進行して身体機能の低下が目立ってきます。 ・急に体調を崩しやすくなりますが、自分の不調がうまく伝えられないため、周囲がサインを見逃さないように注意しましょう。 ・遠慮なく介護や福祉サービスの手を借りましょう。 ・家族が一步下がって、冷静に事態を把握し、介護者自身の健康管理に気を付けましょう。	・言葉以外のコミュニケーション（スキンシップや表情、しぐさから気持ちをくみ取るなど）を心掛けましょう。 ・食べ物を飲み込む、痰を吐きだすことが上手にできません。 気管に食物が入ったり、口の中の雑菌が肺に入って肺炎を起こしやすくなります。 ・介護や医療の専門職と、看取りに備えた相談をしておきましょう。

※介護保険サービス及び総合事業の介護予防・生活支援サービスには「★」、社会福祉協議会のサービスには「☆」をつけています。各サービスの内容やお問合せ先は、それぞれのページに掲載しています。

各種相談先

寒川町地域包括支援センターって？

寒川町地域包括支援センターは高齢者のための総合相談窓口です。

専門家（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師等）による相談を随時無料で受け付けています。お困りの事があれば、まず、地域包括支援センターにご相談ください。

- ✿ 介護保険を利用したいけれど、申請の方法がわからない。
- ✿ 介護の方法を教えて欲しい。
- ✿ 成年後見制度について相談したい。
- ✿ 高齢者の権利擁護・虐待について相談したい。
- ✿ 認知症について知りたい。
- ✿ どこに相談すればいいのかわからない。
- ✿ 介護予防・日常生活支援総合事業（p.11-12）について知りたい。
- ✿ 介護と子育ての両立（ダブルケア）の仕方について相談したい。 等



そんなときは・・・

寒川町地域包括支援センター

いーふくし

電話：0467-72-1294

FAX：0467-72-5552

住所：寒川町宮山 165 寒川町役場 1 階

業務時間：8時半～17時15分

休業日：土曜・日曜・祝日

寒川町地域包括支援センター 南部相談室

電話：0467-38-8258

FAX：0467-38-7906

住所：寒川町一之宮 8-5-20 南部文化福祉会館 1 階

業務時間：10時～16時

休業日：土曜・日曜・祝日、 南部文化福祉会館閉館日

地域包括支援センターよりごあいさつ

皆さんこんにちは。寒川町地域包括支援センターのセンター長の佐藤です。寒川町の地域包括支援センターは、平成18年4月より、寒川町社会福祉協議会が、町から業務を受託し、地域の高齢の方の様々な相談に対応しています。

介護保険のことや地域でお困りのこと、その他ご相談があればお気軽に地域包括支援センターにご連絡ください。



地域包括支援センター
センター長 佐藤 敬



地域包括支援センターの業務について

地域包括支援センターは、主として以下の業務を行っています。



総合相談

地域住民に最も身近な高齢者施策に関する総合相談窓口として、高齢者に関する相談事を受け付けています。相談内容に応じて、より適切な機関・制度・サービス等を案内することで、問題を解決するお手伝いを行います。



権利擁護

高齢者虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止、成年後見制度の適切な利用に関する相談など、地域の高齢者の権利擁護の為に業務を行います。



介護予防ケアマネジメント

要介護認定で、要支援１・２または事業対象者の方が介護サービスを利用する際に必要なケアプランの作成を行います。



ケアマネジメント支援

寒川町民を担当するケアマネジャーが行うケアマネジメントの支援を行う他、情報交換やスキルアップのための研修会も開催しています。



出張相談等について

地域包括支援センターの職員が、北部文化福祉会館にて出張相談を行います。

場 所・・・寒川町北部文化福祉会館（寒川町宮山２８２０－１）

日 時・・・毎週木曜日 １０時～１２時

（※年末年始、祝祭日は除きます。）



独居等高齢者訪問事業

地域包括支援センターの職員が、町内の高齢者で独居の方（介護認定をお持ちの方、並びに生活保護を受給されている方を除く）を訪問し相談支援を行います。

内 容・・・地域包括支援センターの職員が、町内の７０歳以上で、住民登録上おひとり住まいの方を訪問し、相談支援をおこなっています。（年に１回程度）



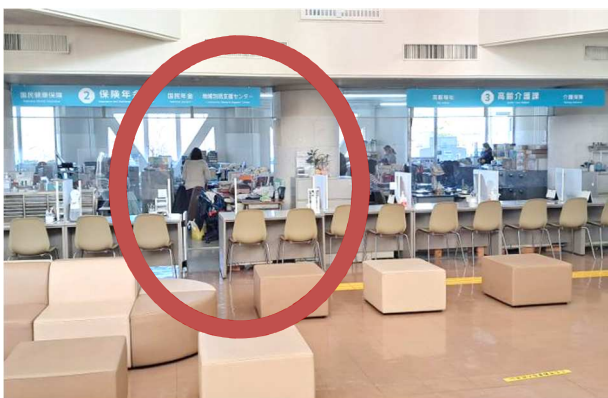
ご利用になるには

予約などはありません。包括支援センターの職員が、条件に該当する方を訪問させていただきます。（※独居の方でなくとも、状況によって訪問による相談を受け付けることが可能です。詳しくはご相談ください）

問合せ・・・寒川町地域包括支援センター ０４６７－７２－１２９４

各種相談先

相談窓口への行き方



地域包括支援センター

寒川町役場本庁舎 1 階、
正面玄関から直進し、突き当りの窓口、
上部吊り下げ看板の②保険年金課と
③高齢介護課の間に窓口がございます。

いーふくし

電話：0467-72-1294

FAX：0467-72-5552

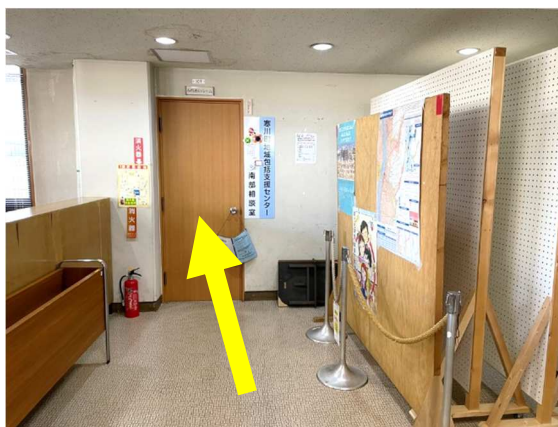
南部相談室

南部福祉文化会館（南部公民館）1 階、
入口を入り右手の事務室を通り過ぎ、
展示コーナーを左折。
談話コーナー奥のふれあいルームにて
開設しております。

電話：0467-38-8258

FAX：0467-38-7906

業務時間：10 時～16 時





寒川町社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、地域福祉の推進を図る民間団体です。全国、都道府県、市町村、3つの段階で組織されており、寒川町社会福祉協議会は、皆さんに最も身近な市町村の段階にあたります。

寒川町社会福祉協議会は、誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域のみなさんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、福祉事業やボランティア活動の支援・推進を行っています。

住 所：寒川町宮山401（寒川町健康管理センター内）

電 話：0467-74-7621

F A X：0467-74-5716

受付時間：8時半～17時15分

※土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休業

寒川町社協ボランティアセンター

ボランティアセンターは、寒川町社会福祉協議会が運営するボランティア活動の相談窓口です。主に福祉関連のボランティア活動が中心です。ボランティアをしたい方、頼みたい方、ご相談ください。

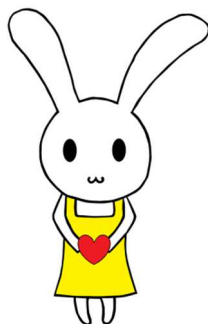
住 所：寒川町宮山401（寒川町健康管理センター内）

電 話：0467-72-3721

F A X：0467-72-0277

受付時間：8時半～17時15分

※土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休業



ボランティアラビットの“ぼらびちゃん”

各種相談先

寒川町社会福祉協議会のサービス事業

寒川町社会福祉協議会は、地域福祉の向上のため、様々な福祉事業やサービスを行っています。（※本書には、寒川町社会福祉協議会が行っている高齢者へ向けたサービスのみを抜粋して掲載しております。）

サポートさむかわ

ボランティアによる、日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いです。

対象者・・・町内在住の高齢者のみもしくは障がい者のみの世帯で、日常生活でのちょっとした困りごとがある方

内 容・・・掃除、窓ふき、草むしり、片付け、衣替え、お買い物、話し相手、裁縫^{さいほう} 等
※内容によってはお断りする場合があります。
※草むしりは年2回まで
※7-9月頃については、草むしりや外での作業はお休みします。

日 時・・・平日9時～17時（※祝日、年末年始除く）

回 数・・・1回60分以内 月に2回まで

利用料・・・30分まで150円 60分まで300円（※ボランティア1人につき）

ご利用になるには

ボランティアセンターへ電話か、直接お問合せください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター 0467-72-3721

車いす貸し出しサービス

歩行困難者に対して、一時的な車いすの貸出を行います。

対象者・・・町内在住の歩行困難者

期 間・・・車いすの利用に必要な日数。（上限は1ヶ月まで）

利用料・・・無料

ご利用になるには

社会福祉協議会へお問合せください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

※ケアマネジャーなど担当の方がいる場合は、先にご相談の上、お問合せください。





福祉有償運送

単独では公共交通機関の利用が難しく、「自動車税の減免制度」、「福祉タクシー制度」等を利用していない方を対象に、ボランティアの協力のもと車で病院や福祉施設、養護学校等への送迎を行います。

対象者・・・上記の内容に加えて、次のいずれかに該当する方。

- ① 外出時に車いすが必要な方
- ② 身体障害者手帳 1 級、2 級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳 A 1、A 2 の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

※原則、付き添いの方がが必要です。なお、運転を担当するボランティアは身体的な介助は行いませんので、介助が必要な方は必ず付き添いをお願いします。

時 間・・・平日 9 時～17 時（※年末年始除く）

回 数・・・月 4 回まで

利用料・・・行き先により異なります。（タクシー料金の約 4 割です）

※利用者 1 名につき、年間登録料 2,000 円が必要です。

ご利用になるには

ボランティアセンターへ電話か、直接お問い合わせください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター 0467-72-3721

社会福祉協議会・心配ごと相談専用ダイヤル

ひとりで抱えず、聞かせてください。

TEL：0467-73-7830

平日 9 時～17 時 ※最大 30 分間

文字での相談をご希望の方は、FAX、メールをご利用ください。

FAX：0467-74-5716

メール：chiiki@samukawashakyo.jp

生活福祉資金の貸付（神奈川県社会福祉協議会委託事業）

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

対象者・・・低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

緊急援護資金の貸付

一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援助が必要と認められる世帯に対して資金の貸付を行います。

対象者・・・町内に6ヶ月以上居住し、他から援助を受けることができない世帯
※生活保護世帯への貸付はできません
※貸付には担当民生委員との面接が必要です
※償還は1年以内。無利子です

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621





日常生活自立支援事業（あんしんサービス）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことにより、自立した生活を送れるよう支援します。（契約を結ぶ前に面談や調査等の時間がかかります。）

対象者・・・寒川町に在住し、この事業の内容を理解でき、契約能力はあるが、物事の判断が不十分な方で、次のいずれかに該当する方

- ① 概ね65歳以上の方
- ② 身体、知的、精神に障がいのある方など

内 容・・・①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供、利用または利用をやめるために必要な手続き、苦情解決制度を利用する手続きを援助します。

（※できないことがあります…保証人になること、福祉施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除など）

②日常的な金銭管理サービス

- ・銀行などに行って、日常的に必要なお金の出し入れの支援。
 - ・家賃や光熱水費、福祉サービスの利用料などの支払い、口座引き落としの手続き。
- （※できないことがあります…預貯金の資金運用や確定申告など）

③書類等の預かりサービス

- ・預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。（預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書など）
- （※お預かり出来ない物…貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など）

利用料・・・上記「内容」①②は、生活保護受給の有無、または、住民税の状況により、利用料が異なります。

上記「内容」③の書類等預かりサービスについては、月500円。

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

各種相談先

法人後見事業（あんしんサービス）

町内在住で、様々な事情により後見人などの引き受け手がなく、身上監護を中心として成年後見人などが必要な方について、寒川町社会福祉協議会が法人として成年後見人などになることができます。（後見人選任の判断は、家庭裁判所が行います）

- 対象者・・・① 寒川町に在住し、他の適切な法定後見人候補者が得られない方
② 生活保護を受給している方
③ 町県民税非課税世帯で高額な資産・財産を所有していない方

内 容・・・法人が後見人としての役割（身上監護、財産管理）を担います。

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

成年後見相談

「成年後見制度」に関する相談に、専門家がお答えしています。相談は無料、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

- 対 象・・・町内在住の方、福祉関係の事業所ほか
日 時・・・毎月第1金曜日 13時～15時（祝日の場合は翌週）
1回60分以内 1日に2組まで
場 所・・・寒川町健康管理センター

ご利用になるには

要事前予約（先着順）。相談日の前日までに、社会福祉協議会にご連絡ください。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

成年後見制度って？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための制度です。

寒川町地域包括支援センター （p.27-29）

寒川町地域包括支援センターは、高齢者の成年後見制度に関する質問について、お電話や窓口での相談に対応しています。お気軽にご相談ください

問合せ・・・寒川町地域包括支援センター 0467-72-1294



寒川町シルバー人材センター

シルバー人材センターは、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある人を会員とし、町内の一般家庭や企業、行政などから仕事を受け、就業を通して健康維持や仲間づくりを図る公益社団法人です。

名 称：公益社団法人 寒川町シルバー人材センター

住 所：寒川町小動 9 8 2 - 2

(寒川町ふれあいセンター内)

電 話：0 4 6 7 - 7 4 - 7 6 2 2



シルバー人材センターで働きたい方

まずは、シルバー人材センターへ入会申込みをしていただきます。入会承認後、仕事の依頼があった際に、事前の申込み内容に基づき、シルバー人材センターより仕事を斡旋し、作業に従事していただきます。

入会出来る方・・・町内在住で概ね 60 歳以上で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同される方
主な仕事内容・・・軽作業等

(草むしり、植木の手入れ、襖や障子の張り替え、駐輪場整理、清掃 etc)

入会するには

入会説明会へご参加ください。開催日程については、お問合せください。

シルバー人材センターへ仕事を依頼したい方

まずは、シルバー人材センターへお電話等でご連絡ください。仕事の内容等をお伺いし、調整をさせていただきます。仕事内容については 37 ページをご覧ください。

(※お名前、ご住所、電話番号、内容、作業場所をお伺いします。)

シルバー人材センターでの仕事内容の紹介

シルバー人材センターでは、いくつかのグループに分かれて仕事を行っています。主なグループとして、以下のようなグループがあります。

植木の剪定作業



草刈り作業



除草・清掃作業



襖・障子の張替え作業



訪問支援（一部対象者のみ）



※家事支援（掃除、洗濯、調理など）を行います。

※就業する場合、講習会の受講が必要となります。

※他にも、広報誌やチラシのポスティング、内職作業など、高齢者に適した作業をお受けしています。

詳しくは、シルバー人材センターまで、お気軽にお問合せください。



寒川町シニアクラブ連合会（ゆめクラブ寒川）

寒川町シニアクラブ連合会は、町内各地域にあるシニアクラブが集まってできた組織です。「寝たきりにならない・ぼけない・孤立しない」の3ない活動を重点に会員相互の交流を図り、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行っています。

寒川町シニアクラブ連合会の活動

地域の各シニアクラブの活動とは別に、連合会として仲間と一緒にスポーツや歌、趣味や旅行、学習等を楽しんでいます。また、ボランティア活動を行ったり、スポーツ大会を開催したり、元気で明るい生活を送るための活動をしています。

活動内容・・・健康活動（健康体操教室、女性部いきいき健康教室、いきいきウォークなど）
スポーツ大会・講習会（ニュースポーツ講習会、グラウンドゴルフ教室、高齢者スポーツ大会など）
教養講座（医療講座など）
春・秋の親睦旅行、奉仕活動（街路の除草、清掃など）

シニア健康体操教室

シニアクラブ連合会が主催する体操教室です。講師をお招きし、健康のための講座、ラダーやステップ台などを使用した体操を実施しています。

対 象 者・・・町内のシニアクラブに加入されている方
内 容・・・健康のための体操教室（1日に時間を分けて3回開催）
定 員・・・先着120名程度（1回につき）
日 時・・・原則毎週水曜日 ①11：00から各3回 ②13：00から各3回
会 場・・・寒川町健康管理センター
利 用 料・・・1,000円（年間）

参加するには

町内のシニアクラブに加入した上で、シニアクラブ連合会事務局に申込。

問合せ・・・寒川町シニアクラブ連合会事務局 080-2078-3898 寒川町ふれあいセンター内（月・火・金）



町内各地域のシニアクラブの紹介

寒川町内には、各地区にシニアクラブが存在しており、現在、その数は15クラブです。それぞれのクラブが、「仲間づくり」、「生きがいくくり」、「健康づくり」を目的に様々な活動を、楽しみながら行っています。是非、あなたもシニアクラブの仲間に入りませんか。

町内各地域のシニアクラブの活動

各地域のシニアクラブでも様々な活動をしています

地 域	名 称	主な活動内容
倉見地区	倉見福寿会	定例会、カラオケ、温泉旅行等
小動地区	小動なごみ会	定例会、麻雀クラブ、カラオケ、お楽しみサークル（囲碁・将棋、手芸、おりがみ）等
小谷・岡田地区	小谷パールクラブ	サークル活動（お気楽サロン、ポール体操、カラオケ、グラウンドゴルフ、健康麻雀等）
第一県営住宅地区	サークルさくらの会	定例会、音楽鑑賞会、日本舞踊、健康体操、健康研修会、芋煮会等
第二県営住宅地区	ニコニコクラブ	定例会（昼食会、カラオケ等） ※令和6年4月1日現在休止中
大蔵地区	大蔵長寿会	定例会、グラウンドゴルフ、麻雀、囲碁、初詣バスツアー、地域交流（自治会等）
越の山住宅地区	越の山クラブ	定例会、健康卓球クラブ、麻雀クラブ、音楽クラブ、お茶飲み会、ハイキング等
宮山地区	宮山楽友会	総会、納涼祭、忘年会、新年会、カラオケ
岡田地区	岡田笑和会	定例会、カラオケ、体操、茶話会等
岡田新町地区	新町新生会	食事会、麻雀、民謡踊り等
一之宮地区	一之宮第一ゆめクラブ	月例会、カラオケ教室、グラウンドゴルフ、演芸大会、お花見、親睦旅行、忘年会、新年会等
一之宮地区	一之宮第二ゆめクラブ	
中瀬・筒井地区	いきいき筒和会	定例会、体操教室、歌の集い、介護予防講座等
大曲地区	ゆめクラブ大曲	定例会、体操・講座、地域サロン参加、演芸大会での盆踊り、親睦旅行等
田端地区	田端高砂会	定例会、グラウンドゴルフ、茶話会、防犯パトロール、地域交流（子ども会、祭礼）等

会員になるには

概ね60歳以上の方が対象です。各地域のシニアクラブや連合会のことについては、お電話等でシニアクラブ連合会事務局へお問合せください。

問合せ・・・寒川町シニアクラブ連合会事務局（月・火・金） 080-2078-3898

住所：寒川町小動982-2 寒川町ふれあいセンター内



❀ 寒川町ふれあいセンター

寒川町ふれあいセンターは、高齢の方がいつまでも明るく健康で、自身の豊かな経験と知識・技能を活かして活動を行うための施設です。介護予防のための活動や、地域や世代間の交流を行うための拠点としてご利用ください。

名 称：寒川町ふれあいセンター

住 所：寒川町小動 9 8 2 - 2



❀ 施設の貸し出し

各種講座などが実施されていない日は、ふれあいセンターの施設を貸し出します。

利用申込のできる方	町内在住の60歳以上の方 10人以上で構成している団体。（※要事前登録）
利用のできる施設	会議室 A（77㎡）、会議室 B（58㎡）
利用の出来る目的	①高齢者の豊かな経験と知識の活用及び文化活動をとおして、社会参加や地域、世代間の交流を図る事業 ②健康や生きがいを高め、介護予防の促進を図る事業
利 用 料	無 料
利用時間	①9時～12時 ②13時～17時 ※連続使用する場合はこの限りではありません。
休 館 日	年末年始（12月29日から1月3日まで） ※必要に応じて休館する場合があります。

❀ ご利用になるには

希望する日の2ヶ月前から、1週間前までにふれあいセンターへお問合せください。

問合せ・・・寒川町ふれあいセンター 0467-74-7715

❀ 囲碁・将棋の利用

ふれあいセンターにある囲碁・将棋をご利用いただけます。

対 象 者・・・町内在住 60 歳以上の方

利用日時・・・9時～17時

利 用 料・・・無料



❀ ご利用になるには

ふれあいセンターへお問合せください。

問合せ・・・寒川町ふれあいセンター 0467-74-7715

各種相談先

問合せ先 一覧表

寒川町 健康福祉部 高齢介護課（寒川町宮山 165）

電 話：0467-74-1111（代表）、FAX：0467-74-5613

-  寒川町役場が行っている高齢者向けサービスについて知りたい。
-  介護保険料の納付について聞きたい。
-  介護保険の認定について聞きたい。 等

寒川町地域包括支援センター（寒川町宮山 165）

同センター 南部相談室（寒川町一之宮 8-5-20 南部文化福祉会館 1 階）

電 話：0467-72-1294、FAX：0467-72-5552

南部：0467-38-8258、FAX：0467-38-7906

-  家族の介護や認知症について相談したい。
-  高齢者の権利擁護・虐待について相談したい。
-  どこに相談すればいいのかわからない。 等

寒川町社会福祉協議会（寒川町宮山 401 健康管理センター内）

電 話：0467-74-7621、FAX：0467-74-5716

-  社会福祉協議会が行っているサービスについて知りたい。 等

寒川町社協ボランティアセンター（寒川町宮山 401 健康管理センター内）

電 話：0467-72-3721

-  ボランティアを行いたい。または、ボランティアを依頼したい。 等

寒川町シルバー人材センター（寒川町小動 982-2 ふれあいセンター内）

電 話：0467-74-7622

-  シルバー人材センターで働きたい。または、仕事を依頼したい。 等

寒川町シニアクラブ連合会（寒川町小動 982-2 ふれあいセンター内）

電 話：080-2078-3898

-  シニアクラブが行っている事業について知りたい。
-  寒川町にある各地域のシニアクラブに参加してみたい。 等

在宅ケア相談窓口（茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所高齢福祉課内）

在宅医療・介護に関する相談窓口として、茅ヶ崎市と共同で開設します。

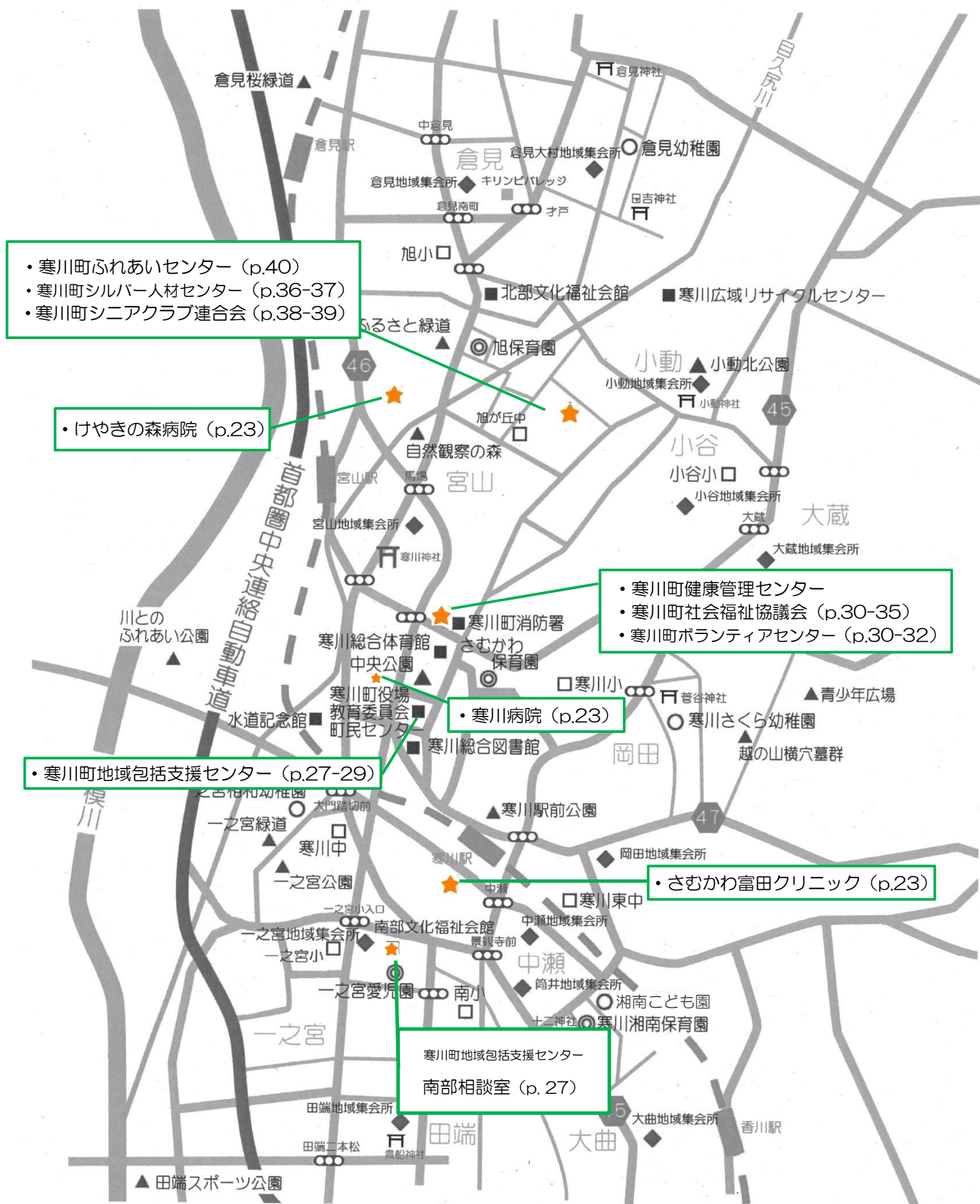
電 話：0467-38-3319

（8 時半～17 時 ※土日祝日、年末年始を除く）

-  ひとり暮らしだけど、できるだけ自宅で暮らしたい。
-  訪問診療をしてくれる診療所はあるの？
-  介護サービスを受けているけど医療の心配がある。 等

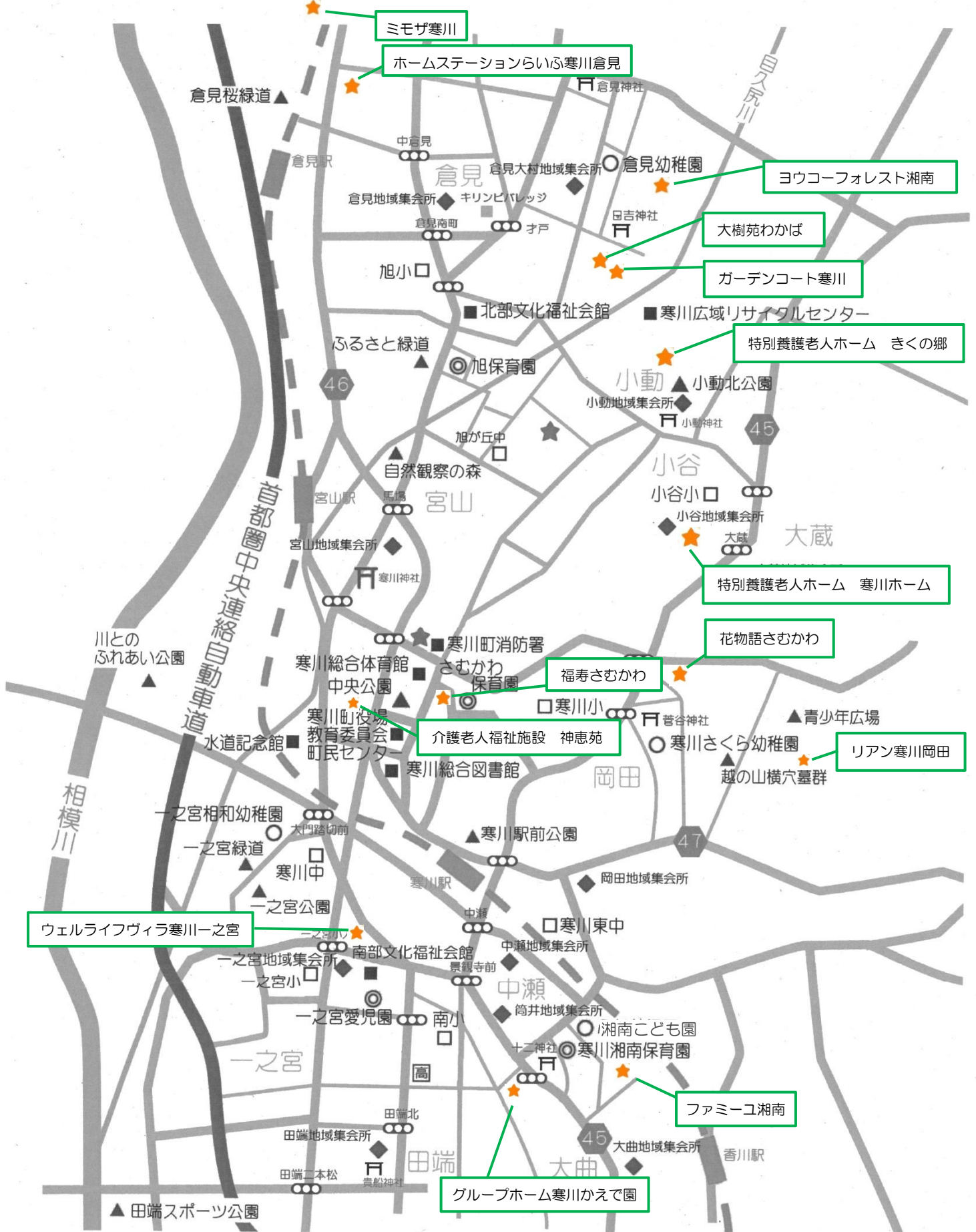
× 毛

ガイド掲載施設等の案内図



寒川町の入居施設案内図

令和6年4月1日現在



高齢者の お悩み事

まずはお気軽にご相談ください！

介護保険

権利擁護

もの忘れ

日常の困りごと



さむかわまちちいきほうかつしえん

寒川町地域包括支援センター

0467-72-1294（町役場本庁舎1階）

さむかわまちちいきほうかつしえん

なんぶそうだんしつ

寒川町地域包括支援センター南部相談室

0467-38-8258（南部文化福祉会館1階）

※ご相談内容によっては、他の専門相談機関をご案内させていただく場合がございます。

令和6年度寒川町高齢者ガイド（令和6年4月発行）

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町役場 健康福祉部 高齢介護課

TEL 0467-74-1111（代表）FAX 0467-74-5613

